

三重県松阪庁舎職員駐車場除草業務委託仕様書 1

1. 業務名

令和3年度 三重県松阪庁舎職員駐車場除草業務委託

2. 目的

松阪庁舎職員駐車場の除草を行い良好な環境を維持することを目的とする。

3. 履行期間

契約日から令和3年6月21日（月）

土日祝日に実施する。

4. 履行場所

三重県松阪庁舎東側駐車場及び北側駐車場（施工箇所は別添施工図面のとおりに）

5. 業務内容

松阪庁舎職員駐車場敷地にある雑草の刈り取り、フェンスや電柱の支線に、伸びたツルの撤去を行う。業務の実施に伴い発生した雑草等の廃棄物は、その都度、受注者において関係法令等に従い適法に運搬処分すること。松阪市クリーンセンターへ廃棄物を搬入する場合は、同センターが定めるごみ受け入れ基準及びごみ持ち込み要領を遵守すること。

(1) 東側駐車場

敷地面積 約 2 5 1 7 . 2 1 m²

除草作業面積 約 3 4 5 . 7 2 m²

(2) 北側駐車場

敷地面積 約 2 2 4 1 . 0 0 m²

除草作業面積 約 1 3 7 . 7 5 m²

6. 物品等の負担

業務に必要な器具、燃料等は、受注者の負担とする。また履行場所は、電気及び水道の契約をしていないため、電気及び水についても受注者の負担とする。

7. その他

(1) 受注者は、業務実施にあたり現場責任者を定め、人、物、建築物などに注意を払い、事故が発生しないよう、安全管理に万全を期すこと。

(2) 除草業務の実施日について、実施日の10日前までに当方担当者に連絡すること。

(3) 見積書に記載された金額の当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約金額とする。

(4) 受注者は、次の書類を提出すること。

①業務写真

業務写真はカラーとする。

業務全体が把握できるように数箇所撮影すること。

撮影時は業務前、業務中及び業務完了後とし、同アングルで撮影すること。

②業務完了報告書を提出すること。

- (5) 業務実施に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、受注者の責任において処理（金銭的賠償も含む）すること。ただし、その損害が発注者の責に帰する場合は、この限りではない。
- (6) 本仕様書に記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められる軽微な作業は、契約金額の範囲内において受注者が行うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、必要に応じ、双方協議のうえ、決定するものとする。

8. 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者は、業務の履行にあつて暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力すること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 発注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。